

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)
土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件)(農村整備課)
保安林の指定施業要件の変更予定について(森林保全課)
普通母樹林の指定の解除(〃)
土地収用法による事業の認定(管理課)
都市計画事業の認可(都市計画課)
都市計画事業の認可(下水道課)
都市計画事業の事業計画の変更の認可(〃)
建築基準法による道路の位置の指定(建築課)
- ◇ 教 委 告 示 平成六年度鳥取県立鳥取盲学校高等部・専攻科生徒募集要項(教職員課)
平成六年度鳥取県立鳥取聾学校高等部生徒募集要項(〃)
平成六年度鳥取県立養護学校高等部生徒募集要項(〃)
自衛官の募集(消防防災課)

告 示

鳥取県告示第九百七十六号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成五年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定 番号	種 別	図 書		類	
		題 名 及 び 号 数	発 行 記 号 等	表 示 された 発 行 所 名	
4961	雑誌その他 の刊行物	危険な日々	ISBN-06 -2532-B W 118	マスケット出版	
4962	〃	Technical Gold Finger	ISBN-06 -2532-B W 117	M.A.S.C.O.T.・ア	
4963	〃	めしへの挑発	NO.82	北陽出版	
4964	〃	ルンロン写真 1	なし	三共図書出版社	
4965	〃	通教通信 2月号	なし	三共図書出版社	
4966	〃	マスケット Note 1993 6月号	雑誌誌 0834 5-6	徳大洋書房	

4967	"	FRANK 08	雑誌 1779 3-8	ピオオ出版
4968	"	ピオオ THE フォールド 93年9月号	雑誌 1776 87-9	朝白夜書房
4969	"	ザ・トップ MAGAZINE No.102 SEP.1993	雑誌 1400 7-9	株式会社ダイエー レズ
4970	"	フクジヨン SCOOP 1993 10月号	雑誌 1674 8-10	朝サンエー図書
4971	"	おたのしみ生撮女子高生 10月号	雑誌 0213 9-10	朝マガジエン テイクメント
4972	"	投稿ニヤンニヤン写真 1993 10月号	雑誌 1674 7-10	朝マガジエン テイクメント
4973	"	オレソソ通信 1993.10	雑誌 0211 89-10	株式会社東京三 世
4974	"	バナナ通信 10	雑誌 1759 1-10	株式会社ラン出版
4975	"	美少女 club 10月号	雑誌 0763 5-10	朝マガジエン テイクメント
4976	"	Wooooo! 10月号 NO.18	雑誌 0839 7-10	マガジエン テイクメント
4977	"	白屈の万華鏡	雑誌 5231 2-78	宙出版
4978	"	葉屋さんがやっ来て来た！	雑誌 5381 1-40	朝マガジエン テイクメント
4979	"	CHUO (チュウハート) 3	雑誌 5032 4-68	株式会社スコラ
4980	"	コミックおるおる Vol.1	雑誌 0996 44-12	おまとり社
4981	"	COMICTアクトチキ 1994 1	雑誌 1138 67-01	光彩書房
4982	"	漫画ホットミルク 1月号	雑誌 1866 3-1	朝白夜書房

4983	"	COMIC アクションズ VOL.2	雑誌 0683 8-01	マガジエン テイクメント
4984	録画テープ	新体位規定	JAC-JAC ポーション 04	

鳥取県告示第九百七十七号

岸本町が行う土地改良事業（農業農村活性化農業構造改善事業八郷地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供す。

平成五年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成五年十二月二十七日から二十二日間
- 三 縦覧に供する場所
岸本町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百七十八号

三朝町が行う土地改良事業（農用地有効利用モデル集落整備事業成・吉原地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年十二月二十七日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百七十九号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三にお

いて準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成五年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字芦津字沖ノ山・大字中原字焼小屋・若桜町大字吉川字吉川山・佐治村大字高山字山王谷（以上四字国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採することができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百八十号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第九条第一項の規定に基づき、普通母樹林の指定を解除したので、同条第四項において準用する同法第五条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号 四十六 十五	指定解除 年月日 平成五年 十二月二 十四日	樹種 アカ マツ	所在場所 西伯郡大山町 長田一〇一〇	本数 (本)	面積 (ヘクタ ール)	所有者の住所 及び氏名 西伯郡大山町 長田三五一 飯田広雄
				五四四 一・〇四		

鳥取県告示第九百八十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

関金町

二 事業の種類

やすらぎの里・湯の閑整備事業

三 起業地

- 1 収用の部分 東伯郡関金町大字関金宿字瀧口、字皮出及び字鬼岩地

- 2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

東伯郡関金町大字大鳥居一九三一
一 関金町役場

鳥取県告示第九百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 五・八・一号湖山池公園

三 事業施行期間

平成五年十二月二十四日から平成十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 鳥取市金沢字大門、字大門山分、字町、字町山分及び

字大堀

2 使用の部分 鳥取市高住字青島

鳥取県告示第九百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

若桜町

二 都市計画事業の種類及び名称

若桜都市計画下水道事業 若桜町公共下水道

三 事業施行期間

平成五年十二月二十四日から平成十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 八頭郡若桜町大字若桜字農人町上分、字下町、字中町、

字上町、字御構、字新用及び字猿岩ノ下の各全部並びに

字廣原、字浦町、字蓮教寺ノ下モ、字蓮道寺前、字板谷

前、字下河原、字円徳、字権現シマ、字馬橋、字馬橋ノ

元、字坂川、字石屋開地、字隈田、字農人町下分、字鉄

砲町、字古海橋ノ本、字ヲトリ橋、字カニ田、字古海口、

字岡田、字立石、字大石、字殿町、字荒神田、字古寺ノ

元、字浅井橋ノ元、字井手ノ下及び字坂ノ下の各一部、

大字赤松字大河原の一部並びに大字高野字馬場田、字上

松田、字下土居、字初谷口、字ドラドウ、字西開地、字

五反田、字門所、字若客山、字下五輪河原、字上高野河

原、字馬場田中通、字久古田、字横田、字梅坪、字宮ノ

下及び字諏訪前の各一部

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第九百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

倉吉市

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画事業 倉吉市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年三月一日から平成八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

追加する部分 倉吉市北野字西河原

変更する部分 倉吉市見日町、東巖城町、福守町字掛樋及び字墓ヶ

坪並びに鴨川町字砂畑

削除する部分 倉吉市福庭字栗の首及び字狐平並びに福守町字砂畑、

字下屋敷、字乾ヶ瀬及び字天王

2 使用の部分 変更なし

鳥取県告示第九百八十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に

規定する道路の位置を平成五年十二月二十四日次のとおり指定したので、

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定によ

り告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成五年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市二本木一―一 ―一 本城硝子建材商事株式 会社 代表取締役 本城晴彦	米子市上福原一〇四九 ―四の一部	幅員 四・〇〇メートル 延長 二六・四〇メー トル

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十六号

平成六年度鳥取県立鳥取盲学校高等部・専攻科生徒募集を次の通り実施する。

平成五年十二月二十四日

鳥取県教育委員会 委員長 尾 井 介

平成6年度鳥取県立鳥取盲学校高等部・専攻科生徒募集要項

1 高等部

- (1) 募集生徒数
普通科 10人
保健医療科 10人

(2) 出願資格を有する者

視覚障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の2の表に規定する程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 中学校（盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）を卒業した者又は平成6年3月に卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第68条各号のいずれかに該当する者

(3) 出願方法

ア 出願手続

ウ 入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を経由して鳥取盲学校長に提出しなければならない。

エ 出身（在学）学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書、健康診断書及び視力等の証明書を添えて鳥取盲学校長に提出するものとする。

イ 出願期間

平成6年2月10日（木）から同月17日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）。ただし、郵送による場合は、同月16日（水）までの消印のあるもの限り、受け付ける。

ウ 受付時間

9時から17時まで

エ 受付場所

鳥取盲学校

オ その他

鳥取盲学校長は、アの入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、学力検査の日程等の必要事項を出身（在学）学校長に通知するものとする。

(4) 入学者の選抜方法

入学者の選抜は、調査書等の審査及び学力検査、面接等の結果により行う。

(5) 学力検査及び面接の日程等

ア 日時

平成6年3月3日（木）9時から16時30分まで（受付は、8時30

分から9時までとする。))

イ 場所

鳥取盲学校

ウ 学力検査実施教科

普通科 国語、社会、数学、理科及び英語

保健医療科 国語及び社会

(筆記試験が不可能な者については、口頭試験を行う。)

エ その他

学力検査終了後、面接及び適性検査を実施する。

(6) 合格者の発表

平成6年3月5日(土)12時に鳥取盲学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。

(7) その他

ア この要項に定めるもののほか、高等部の生徒の募集に關し必要な事項は、鳥取盲学校長が定める。

イ 入学志願書等の用紙は、鳥取盲学校で交付する。

ウ 生徒の募集に關し不明なことは、鳥取盲学校(岩美郡国府町宮下1265 電話0857-23-5441)に問い合わせること。

2 専攻科

(1) 募集生徒数

理療科 10人

(2) 出願資格を有する者

視覚障害の程度が学校教育法施行令第22条の2の表に規定する程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。)を卒業した者又は平成6年3月に卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則第69条各号のいずれかに該当する者

(3) 出願方法

ア 出願手続

イ 入学志願者は、入学志願書を出身(在学)学校長を經由して鳥取盲学校長に提出しなければならない。

イ 出身(在学)学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書、健康診断書、当該学校の卒業(見込み)証明書及び視力等の証明書を添えて鳥取盲学校に提出するものとする。

イ 出願期間

平成6年2月10日(木)から同月17日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。)。ただし、郵送による場合は、同月16日(水)までの消印のあるもの限り、受け付ける。

ウ 受付時間

9時から17時まで

エ 受付場所

鳥取盲学校

オ その他

鳥取盲学校長は、アの入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、学力検査の日程等の必要事項を出身(在学)学校長に通知するものとする。

(4) 入学者の選抜方法

入学者の選抜は、調査書等の審査及び学力検査、面接等の結果により行う。

(5) 学力検査及び面接の日程等

ア 日時

平成6年3月3日(木) 9時から16時30分まで(受付は、8時30分から9時までとする。)

イ 場所

鳥取盲学校

ウ 学力検査実施教科

国語、理科、数学及び英語(ただし、盲学校の保健医療科を卒業した者については、数学又は英語のいずれかを願い出によって保健医療に代えることができる。)

(筆記試験が不可能な者については、口頭試験を行う。)

エ その他

学力検査終了後、面接及び適性検査を実施する。

(6) 合格者の発表

平成6年3月5日(土)12時に鳥取盲学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。

(7) その他

ア この要項に定めるもののほか、専攻科の生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取盲学校長が定める。

イ 入学志願書等の用紙は、鳥取盲学校で交付する。

ウ 生徒の募集に関し不明なことは、鳥取盲学校に問い合わせること。

鳥取県立鳥取盲学校第二十七号

平成6年度鳥取県立鳥取盲学校高等部生徒募集を次の要項により実施する。

平成6年12月24日

鳥取県立鳥取盲学校長 田中 圭介

平成6年度鳥取県立鳥取盲学校高等部生徒募集要項

1 募集生徒数

普通科 10人

産業工芸科 10人

被服科 10人

2 出願資格を有する者

聴覚障害の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の2の表に規定する程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。)を卒業した者又は平成6年3月に卒業する見込みの者

(2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第83条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、入学志願書を出身(在学)学校長を経由して鳥取盲学校長に提出しなければならない。

イ 出身(在学)学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学

志願書に、当該調査書、健康診断票の写し及びオージオグラム（測定したものがなければ、鳥取高等学校で測定する。）を添えて鳥取高等学校長に提出するものとする。

(2) 出願期間

平成6年2月14日（月）から同月21日（月）まで（日曜日を除く。

）。ただし、郵送による場合は、同月18日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(3) 受付時間

9時から17時まで（土曜日は、9時から12時まで）

(4) 受付場所

鳥取高等学校

(5) その他

鳥取高等学校長は、(1)の入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、学力検査の日程等の必要事項を出身（在学）学校長に通知するものとする。

4 入学者の選抜方法

入学者の選抜は、調査書等の審査及び学力検査、面接等の結果により行う。

5 学力検査及び面接の日程等

(1) 日時

平成6年3月17日（木）10時から15時まで（ただし、9時30分までに集合すること。）

(2) 場所

鳥取高等学校

(3) 学力検査実施教科

国語及び数学

(4) その他

学力検査終了後、面接及び適性検査を実施する。

6 合格者の発表

平成6年3月18日（金）13時に鳥取高等学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身（在学）学校長に通知する。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取高等学校長が定める。

(2) 入学志願書等の用紙は、鳥取高等学校で交付する。

(3) 生徒の募集に関し不明なことは、鳥取高等学校（岩美郡国府町宮下12-61 電話0857-29-2031）に問い合わせること。

鳥取県立鳥取高等学校 第二十八号

平成五年十二月二十四日

鳥取県教育委員会 西 尾 圭 介

平成6年度鳥取県立養護学校高等部生徒募集要項

1 募集学校及び募集生徒数

白兔養護学校 普通科 10人

- 倉吉養護学校 普通科 10人
- 米子養護学校 普通科 10人
- 皆生養護学校 普通科 15人(重複学籍を含む。)

2 出願資格を有する者

白兎養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校にあっては精神薄弱の程度が、皆生養護学校にあっては肢体不自由(重複障害を含む。)の程度が、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の2の表に規定する程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。)を卒業した者又は平成6年3月に卒業する見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、入学志願書を出身(在学)学校長を經由して各志願学校長に提出しなければならない。

イ 出身(在学)学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及び健康記録書を添えて各志願学校長に提出するものとする。

(2) 出願期間

ア 白兎養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校
平成6年2月14日(月)から同月16日(水)まで。ただし、郵送による場合は、同月15日(火)までの消印のあるもの限り、受け付ける。

4 皆生養護学校

平成6年2月18日(金)から同月24日(木)まで(日曜日を除く。)。ただし、郵送による場合は、同月23日(水)までの消印のあるもの限り、受け付ける。

(3) 受付時間

9時から17時まで(土曜日は、9時から12時まで)

(4) 受付場所

各募集学校

(5) その他

各募集学校長は、(1)の入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を出身(在学)学校長に通知するものとする。

4 入学者の選抜方法

入学者の選抜は、調査書等の審査及び面接の結果により行う。ただし、皆生養護学校にあっては、これらと学力検査の結果により行うものとする。

5 面接の日程等

(1) 白兎養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校

ア 面接

(イ) 日時

平成6年2月22日(火)10時から15時まで(ただし、9時30分までに集合すること。)

(イ) 場所

各志願学校

(2) 皆生養護学校

ア 学力検査

(イ) 日時

平成6年3月3日(木) 10時から(ただし、9時30分まで集合すること。)

(イ) 場所

皆生養護学校

(ウ) 学力検査実施教科

国語及び数学

イ 面接

学力検査終了後、面接を実施する。

6 合格者の発表

平成6年2月25日(金) 12時(皆生養護学校にあっては、平成6年3月9日(水) 12時)に各募集学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、各募集学校長が定める。

(2) 生徒の募集に関する説明会を、各募集学校において次の日時に開催する。

白兎養護学校	平成6年2月7日(月)	10時から
倉吉養護学校	平成6年2月7日(月)	10時から
米子養護学校	平成6年2月7日(月)	10時から
皆生養護学校	平成6年2月9日(水)	13時から

(3) 入学志願書等の用紙は、各募集学校において次の日時に交付する。

ア 白兎養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校

(イ) 期間

平成6年2月7日(月)から同月16日(水)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。)

(イ) 時間

9時から17時まで

イ 皆生養護学校

(イ) 期間

平成6年2月9日(水)から同月24日(木)まで(2月12日(土)、日曜日及び国民の祝日を除く。)

(イ) 時間

9時から17時まで(土曜日は、9時から12時まで)

(4) 生徒の募集に関し不明なことは、次の各募集学校に問い合わせると。

白兎養護学校	(〒689-02)鳥取市伏野1550-1	電話0857-59-0585)
倉吉養護学校	(〒682)倉吉市長坂新町1231	電話0858-28-3500)
米子養護学校	(〒689-35)米子市蚊屋343	電話0859-27-3411)
皆生養護学校	(〒683)米子市東福原1401-1	電話0859-22-6571)

8 再募集

白兎養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校においては、合格者が募集定員に満たない場合は、次のとおり再募集を実施する。

(1) 出願期間

平成6年2月28日(月)から3月2日(水)までとする。ただし、

郵送による場合は、同年3月1日（火）までの消印のあるもの限り、受け付ける。

- (2) 受付時間
9時から17時まで（土曜日は、9時から12時まで）
- (3) 面接の日程
平成6年3月4日（金）10時30分から（ただし、10時までに集合すること。）
- (4) 合格者の発表
平成6年3月5日（土）12時に各募集学校において発表することともに、合格者及び当該合格者の出身（在学）学校長に通知する。
- (5) その他
ア 再募集に係る入学志願書等の用紙は、各募集学校において次の日に交付する。
イ 期間
平成6年2月26日（土）から同年3月1日（火）まで（日曜日を除く。）
ウ 時間
9時から17時まで（土曜日は、9時から12時まで）
エ その他再募集に関し必要な事項は、各募集学校長が定める。

公 告

平成5年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等は、次のとおりである。

平成5年12月24日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 採用する自衛官
二等陸士、二等海士及び二等空士
- 2 募集期間
平成6年1月1日から同年3月31日まで
- 3 試験期日
募集期間中の毎日。ただし、次に掲げる日を除く。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和28年法律第178号）に規定する休日
- 4 試験場
 (1) 鳥取市鍛冶町18-3 自衛隊鳥取地方連絡部
 (2) 倉吉市山根540 パールビル内 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所
 (3) 米子市東町327 古矢ビル内 自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所
- 5 試験種目

(1) 筆記試験(国語(作文を含む。)、数学及び社会)

(2) 身体検査

(3) 適性検査

(4) 口述試験

6 受験資格

採用予定月の1日現在で満18歳以上27歳未満の日本国籍を有する男子で、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。

7 採用予定月

平成6年4月以降